

市役所周辺の道路で交通規制を行います

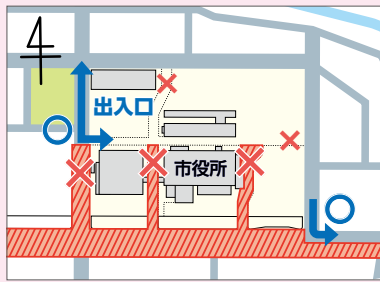
3月2日休日開庁にお越しの人へ

富士山サイクルロードレースの実施に伴い、3月2日(日)は道路が一部通行止めになります。また、周辺道路の混雑が予想されますので、時間に余裕を持ってお越しください。



富士山サイクルロードレースを観戦する人は、市役所駐車場には絶対に駐車しないでください。

市役所周辺道路で交通規制を行いますので、経路に注意してお越しください。
休日開庁にお越しの際は、市役所北側駐車場をご利用ください。



赤色の部分がが車両通行止めとなります。市役所西側からのみ出入できます

出入口は市役所西側のみです！

交流観光課

☎(55)2674

☎(55)2637

✉kouryuukankou@div.city.fuji.shizuoka.jp



▲大会ウェブサイトはこちら

軽自動車やバイクを所有する皆さんへ

手続は3月末まで！

軽自動車やバイクの税金は、4月1日時点で所有している人に課されます。皆さんはきちんと手続していますか？



課税は4月1日が基準日です

軽自動車税の種別割は、毎年4月1日に軽四輪(軽三輪)や二輪、原動機付自転車、小型特殊自動車などを所有している人に課されます。廃車や名義変更の手続について、4月1日を過ぎると、1年間の税金を支払うこととなります。変更があった場合は、必ず3月末までに手続をしてください。

※納税通知書の送付は5月上旬で、今年納期限は6月2日(月)です。
※軽自動車税は、県税である自動車税と異なり、月割課税、月割還付の制度はありません。

こんなときは手続を！

次のような変更をしたときなどは、法律により申告が義務づけられています。人から譲ってもらった・人に譲った／所有者が市外へ引っ越す／所有者が亡くなった／盗難に遭った／解体処理業者などに解体を依頼した
※所定の手続をしないと、いつまでも課税されるので注意してください。

ご注意ください！

●使用する場所での課税です
市内で使用する軽自動車は、車検証の定置場を「富士市」にしてください。また、原動機付自転車などは富士市の課税標識(ナンバープレート)を取得します。

●減免申請 ※要件を満たす人が対象。
軽自動車税減免申請は、毎年申請が必要で、今年の申請期間は、納税通知書到着から6月2日(月)まで。

●フォークリフトや農耕用トラクター
道路を走行しないフォークリフトや農耕用トラクターなども、ナンバープレートを取り付ける義務があります。
※市民税課でのナンバープレートの発行は、道路を走行することを許可するものではありません。

●原動機付自転車・小型特殊自動車は一時抹消制度がありません
一時使用中止を理由に、廃車の手続をすることは、絶対にやめてください。

市民税課(市役所3階)

☎(55)2735

☎(53)0674

✉siminzei@div.city.fuji.shizuoka.jp



▲詳しくはこちら